

児童相談所の設置に向けた検討状況について

令和3年8月6日、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第228号）が公布され、区は令和4年4月1日に児童相談所設置市となることとなった。

児童相談所の設置に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。

1 人材確保・人材育成の取り組み

(1) 職員の確保及び研修派遣

児童相談所の設置に向け、児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者及び一時保護所の指導員を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置している。また人材育成のため、児童相談所への職員派遣や研修の実施などにより、相談支援スキルの専門性強化を図っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
児童福祉司	16名 (4名)	20名 (2名)	25名
児童心理司	7名 (3名)	10名 (5名)	13名
一時保護所	16名 (9名)	17名 (9名)	20名

() は4月1日現在の児童相談所派遣職員

(2) 会計年度任用職員の配置

平成30年度(2018年度)から順次、児童相談所の勤務経験がある者等を会計年度任用職員として配置し、相談支援スキルの専門性強化を図ってきたところである。児童相談所設置に向けたさらなる専門性の強化について、検討を進める。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童相談専門支援員 (学識経験者等)	2名	2名	1名
児童相談業務指導員 (児童相談所勤務経験者)	—	1名	2名
虐待対応専門員 (警察OB)	1名	2名	3名
法的対応専門員 (弁護士)	2名	2名	2名

2 杉並児童相談所からの引継ぎ

児童相談所の設置に向け、引継ぎに係る職員を杉並児童相談所へ派遣し、順次、ケース引継ぎを行っている。

引継ぎに係る職員派遣体制は下記のとおり。

【児童福祉司】	令和3年	4月～	2名
		6月～	6名（4名増）
		10月～	7名（1名増）
【児童心理司】	令和3年	4月～	2名
		6月～	3名（1名増）
		7月～	4名（1名増）

引継ぎに係る状況を踏まえ、今後も派遣体制を強化する。

3 里親支援

里親に対して質の高い支援を行うため、里親支援に係る業務を包括的に里親支援の実績がある民間団体等に委託する。委託する業務内容及びスケジュール等は下記のとおり。

(1) 業務内容

- ① 里親制度に係る普及啓発業務
- ② 里親に対する研修及びトレーニング業務
- ③ 子どもの養育に関する相談支援業務

(2) 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式により公募し、選定する。

(3) スケジュール

令和3年10月～12月 事業者公募・選定
令和4年 2月～ 3月 準備業務
4月 里親支援業務開始

4 児童相談所設置市事務

児童相談所の設置に伴い児童相談所設置市が行うこととなる事務（以下「設置市事務」という。）について、庁内で検討、準備を進めている。都から移管される設置市事務は次のとおり。

	名 称 (必要となる条例)	概 要
1	児童福祉審議会の設置に関する事務 (中野区児童福祉審議会条例)	区長の附属機関として児童の措置、保育所の設置認可等に関する事項に係る諮問に対する答申や、里親の認定、被措置児童等虐待に係る報告に対する意見等を行う。

2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。また、里親に関する普及啓発や、研修などを行う。
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。
4	指定療育機関に関する事務	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定医療機関）の指定を行う。
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 （中野区小児慢性特定疾病審査会条例）	小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医療機関の指定を行う。
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食事並びに障害児施設医療費の支給を行う。
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。
8	児童福祉施設に関する事務 （中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）	児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設）の設置認可等を行う。
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。
11	障害児通所支援事業に関する事務 （中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査等を行う。
13	療育手帳に係る判定事務	愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無について判定し、都知事に進達する。

14	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。
15	障害福祉サービス等の情報公開に関する事務	指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに障害児入所施設等の設置者の情報公開を行う。
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。
17	幼保連携型認定こども園に関する事務 (中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例)	幼保連携型認定こども園の認可を行う。
18	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する事務 (中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行う。

設置市事務の移管に伴い必要となる関係条例について、第4回定例会で条例案を提出する。

※ 条例の名称については現時点での案であり、変更となる場合がある。

5 児童自立支援施設に係る都への事務の委託

都及び特別区との協議の結果、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設については、当面、地方自治法に基づく事務の委託により、児童自立支援施設に関する事務の管理及び執行を都に委託することとなっている。

【事務の委託の対象となる都立児童自立支援施設】

東京都立誠明学園

東京都立菟山実務学校

地方自治法に基づく事務の委託については議会の議決が必要であることから、令和3年第4回定例会にて事務の委託に係る議案を提出予定である。

6 今後の予定

令和3年11月 第4回定例会に児童相談所設置条例案及び児童相談所設置市事務関連条例案等を提出
 令和4年 4月1日 児童相談所設置